

平成21年3月  
平成21年12月 一部改定  
平成22年7月 一部改定  
平成23年3月 一部改定  
平成30年1月 一部改定

# 再就職に関する規制Q&A

最高裁判所事務総局人事局

## 目次

### 【制度全般】

- 1 再就職に関する規制とは、どのような内容ですか。 .....1
- 2 「営利企業等」とは何ですか。 .....1

### 【在職中の求職活動の規制】

- 3 在職中の求職活動の規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。 .....2
- 4 「利害関係企業等」とはどのようなものをいうのですか。 .....2
- 5 「裁判所の事件に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。 .....3
- 6 「事件に利害関係を有する者であって、手続上の権利を行使する者」にはどのような営利企業等が該当するのですか。 .....3
- 7 事件を担当していると判断されるのはいつまでですか。 .....4
- 8 「当該事件において法令の規定に基づき裁判所の監督を受ける営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。 .....4
- 9 「事件の当事者になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。 .....4
- 10 「審査の申立人になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。 .....4
- 11 「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。 .....5
- 12 裁判部の職員で「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのは、どのような職員ですか。 .....5
- 13 「契約の申込みをしようとしていることが明らかな営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。 .....5
- 14 例外として在職中の求職活動が認められるのはどのような場合ですか。 .....6
- 15 在職中の求職活動の規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手続をとればよいのですか。 .....6
- 16 録音反訳業務委託契約を締結している業者に対して、在職中に求職活動をすることができますか。 .....7
- 17 在職中の求職活動の規制に違反して求職活動を行った場合には罰則等はあるのですか。 .....7

### 【再就職の届出】

- 18 どのような場合に、届出が必要なのですか。 .....7
- 18-2 在職中の再就職の約束とはどのような状態を指すのですか。 .....8
- 19 「求職開始日」について、くわしく教えてください。 .....8

- 19-2 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）職員としての在職状況及び職務内容」について、くわしく教えてください。……………9
- 19-3 再就職先の「連絡先」について、何を記載すればよいですか。……………9
- 19-4 法第106条の2第2項第3号に規定する組織以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。……………9
- 19-5 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。……………10
- 20 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職する際、再就職前に事前の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。……………10
- 21 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職した際、事後の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。……………10
- 22 再就職の届出は、どのようにして行えばよいのですか。……………11
- 23 再就職の届出を怠った場合には、罰則等はあるのですか。……………11

**【再就職のあっせんの規制】**

- 24 再就職のあっせんの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。 11

**【再就職者からの働きかけの規制】**

- 25 再就職者からの働きかけの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。……………12
- 25-2 働きかけの規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手続を取ればよいのですか。……………12
- 25-3 働きかけの規制に違反して働きかけを行った場合には罰則があるのですか。 13
- 26 営利企業等に再就職した元職員から働きかけを受けた場合には、何か手続が必要ですか。……………13

**【凡例】**

- 法……裁判所職員臨時措置法（昭和22年法律第299号）において準用する  
 国家公務員法（昭和22年法律第120号）
- 規則……裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則  
 （平成20年最高裁判所規則第22号）

## 【制度全般】

### 1 再就職に関する規制とは、どのような内容ですか。

#### ① 在職中の求職活動の規制

職員が在職中に自己の職務と利害関係を有する営利企業等に対して求職活動を行うことが禁止されます（法第106条の3第1項）。

※ 詳細については、問3～問17を参照してください。

#### ② 再就職の届出

職員が在職中に営利企業等への再就職を約束した場合には届出が必要となります（法第106条の23）。

また、管理職職員であった者が、離職後に再就職することになった場合も届出が必要となることがあります（法第106条の24）。

※ 詳細については、問18～問23を参照してください。

#### ③ 再就職のあっせんの規制

職員が営利企業等に対して他の職員（元職員を含む。）の再就職のあっせんを行うことが禁止されます（法第106条の2第1項）。

※ 詳細については、問24を参照してください。

#### ④ 再就職者からの働きかけの規制

営利企業等に再就職した元職員が職員に働きかけを行うことが禁止されます（法第106条の4第1項）。

※ 詳細については、問25、問26を参照してください。

### 2 「営利企業等」とは何ですか。

「営利企業等」とは、営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業）及び営利企業以外の法人（公益法人等を含む。）をいいます。

なお、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人は除かれます。【法第106条の2第1項】

（例）

#### ● 営利企業等に該当するもの

弁護士法人、弁護士会、司法協会、法テラス、大学 など

#### ● 営利企業等に該当しないもの

個人の弁護士事務所、公証役場 など

## 【在職中の求職活動の規制】

### 3 在職中の求職活動の規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。

職員（任期付採用職員、再任用職員を含み、非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員を除く。）が、在職中に、自己の職務と利害関係を有する営利企業等（以下「利害関係企業等」という。）に対し、当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として次の行為をすることが原則として禁止されます（別紙第1参照）（例外的に求職活動が認められる場合については、問14参照）。【法第106条の3第1項】

- ① 自己に関する情報を提供すること。
- ② 再就職先の情報提供を依頼すること。
- ③ 再就職を要求又は約束すること。

（例）

- ㊦ A株式会社が原告となっている民事訴訟事件を担当している書記官が、A株式会社に対して、自分が退職後に再就職できるような職がないか尋ねること。
- ㊧ 庁舎の改修工事の請負契約（2000万円以上のもの）を締結しているC株式会社に対して、その契約の締結又は履行に関する事務に携わった職員が再就職をさせてもらうように要求すること。

### 4 「利害関係企業等」とはどのようなものをいうのですか。

職員が職務として携わる次の事務に応じて、それぞれ次のような営利企業等を「利害関係企業等」といいます。【規則第4条】

「利害関係企業等」に該当するか疑義のある場合は、個人で判断することなく、求職活動前に必ず人事担当者を確認してください。

#### ① 裁判所の事件に関する事務

事件の当事者（当該事件に利害関係を有する者であって、手続上の権利を行使する者を含む。）である営利企業等、事件の当事者になろうとしていることが明らかな営利企業等、事件において法令の規定に基づき裁判所の監督

を受ける営利企業等（問5～問9参照）

② 検察審査会の審査事務

審査の申立人である営利企業等、審査の申立人になろうとしていることが明らかである営利企業等、審査の対象となる事件の被疑者である営利企業等（問10参照）

③ 不利益処分に関する事務

不利益処分をしようとする場合の不利益処分の名あて人となるべき営利企業等

④ 国（裁判所）が締結する契約に関する事務

裁判所との間の契約を締結している営利企業等（電気、ガス、水道等の契約及び契約の総額が2千万円未満の契約は除く。）、契約の申込みをしている営利企業等、契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等（問11～問13参照）

**5 「裁判所の事件に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。**

事件を担当する裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所調査官及び執行官が該当します。

職員が事件の手續にどの程度関与していれば事件を担当していると判断されるかは、当該職員の官職、職務内容等に応じて個別に判断することとなります。

例えば、民事訴訟事件においては、立会部の書記官のほか、当該事件の受付を担当した訟廷の書記官等もこれに該当します。

**6 「事件に利害関係を有する者であって、手續上の権利を行使する者」にはどのような営利企業等が該当するのですか。**

代表的な例は次のとおりです。

- 民事執行事件における担保権者、債権届出をした債権者、買受申出人及び買受人
- 破産事件における破産債権者及び財団債権者
- 民事再生事件における再生債権者及び担保権者

**7 事件を担当していると判断されるのはいつまでですか。**

立会部の書記官については、事件の確定又は上訴等による記録の他部署への引継ぎにより、当該事件を担当する可能性がなくなるまでの間は、事件を担当していると判断されることになります。

また、事件の受付を担当した訟廷の書記官等については、当該事件に関する記録を他の部署に引き継ぐまでの間は、事件を担当していると判断されることになります。

**8 「当該事件において法令の規定に基づき裁判所の監督を受ける営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。**

民事訴訟法、破産法、民事再生法、民法、家事審判法等の法令の規定上、裁判所の監督に属するとされている者又は裁判所が職権で解任若しくは改任することができる者とされている者の地位に就いている営利企業等をいいます。

代表的な例は、破産管財人、後見人及び後見監督人です。

**9 「事件の当事者になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。**

事件の当事者にはまだなっていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、事件の当事者となろうとしていることが明らかな営利企業等をいいます。

例えば、不動産執行事件に関し、買受けの申出をしようとして手続に関する照会をしてきた営利企業等がこれに該当します。

また、職員の所属部署等に係属している事件の当事者であるか、過去（目安として過去1年以内）に係属していた事件の当事者であった営利企業等は、将来的にも事件の当事者となる蓋然性が高いと言え、これに該当する場合があります。

**10 「審査の申立人になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。**

検察審査会の審査の申立人にはまだなっていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、審査の申立人となろうとしていることが明らかな営利企業等をいいます。

例えば、検察審査会の審査の申立てをしようとして手続に関する照会をしてきた営利企業等がこれに該当します。

**1 1 「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。**

「契約に関する事務」とは、契約の締結又は履行に関する事務をいい、工事請負、国有財産売払い、物品納入等についての国（裁判所）と利害関係企業等との間の契約に関し、当該利害関係企業等の推薦若しくは選考、工事等の予定価格の積算若しくは入札執行又は当該契約の締結若しくは履行についての監督若しくは検査等に従事している職員が該当します。

具体的には、会計課等において契約の締結事務を担当している職員（事務局長、事務局次長及び会計課長などの決裁権者も含まれます。）のほか、所管の部署において当該契約の相手方と実質的な交渉をしている者や検査等を行っている者もこれに該当します（問12参照）。

なお、当該職員がその締結や履行に携わった契約の総額が2千万円未満である場合は、除外されます。

**1 2 裁判部の職員で「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのは、どのような職員ですか。**

例えば、録音反訳業務委託契約について、監督職員や検査職員となっている職員が該当します。また、実際に録音反訳を利用する裁判部の書記官も成果物（反訳書）の検査・校正を行い、完成通知を出すことから録音反訳業務委託契約の履行に携わっていると考えられます。

**1 3 「契約の申込みをしようとしていることが明らかな営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。**



契約の締結や申込みはまだしていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、契約の申込みをしようとしていることが明らかな営利企業等をいいます。

例えば、次年度以降も継続して行われる予定の業務委託契約などについて、次年度の入札への参加や企画書の提出が見込まれる営利企業等がこれに該当します。

#### 14 例外として在職中の求職活動が認められるのはどのような場合ですか。

次のような場合には例外として在職中に求職活動をすることができます。

- ① 求職活動をしようとする職員が、行(一)4級以下の職員、行(二)職員などである場合【法第106条の3第2項第2号、規則第6条】
- ② 次のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないとして裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得た場合（承認手続については、問15参照。）【法第106条の3第2項第4号、規則第7条第1項各号】
  - ㊦ 関係法令の規定及びその運用状況に照らして裁量の余地が少ないと認められる場合【規則第7条第1項第1号】
  - ㊧ 高度の専門的知識・経験を必要とする場合（営利企業等が職員と特に密接な利害関係にある場合を除く。）【規則第7条第1項第2号】
  - ㊨ 家業を継ぐ場合（営利企業等が職員と特に密接な利害関係にある場合を除く。）【規則第7条第1項第3号】
  - ㊩ 一般に募集され、かつ、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合【規則第7条第1項第4号】

#### 15 在職中の求職活動の規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手続をとればよいのですか。

承認申請書に必要書類を添付して所属庁（簡易裁判所又は檢察審査会に勤務する職員については所在地を管轄する地方裁判所）の人事担当部署に提出してください。【規則第8条】

なお、承認申請書の様式及び添付すべき書類は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A第000231号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官

以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」) で定められています。

**16 録音反訳業務委託契約を締結している業者に対して、在職中に求職活動を行うことができますか。**

録音反訳業務委託契約を締結している業者は、当該契約の締結に関する事務を担当している職員（いわゆる決裁権者を含む。）、当該契約について監督職員及び検査職員となっている職員及び録音反訳を利用する書記官にとって利害関係企業等に該当するため（契約の総額が2千万円未満である場合を除く。問12参照）、それらの職員は、原則として在職中に求職活動を行うことは禁止されます。

なお、職員が行(一)4級以下の職員、行(二)職員などである場合や裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得た場合など、例外的に求職活動が認められる場合があります（問14参照）。

**17 在職中の求職活動の規制に違反して求職活動を行った場合には罰則等はあるのですか。**

規制に違反して求職活動を行った場合、懲戒処分の対象となります。

また、不正な行為をすること等の見返りとして求職活動を行った場合、3年以下の懲役に処せられます。【法第112条第1号】

**【再就職の届出】**

**18 どのような場合に、届出が必要なのですか。**

- (1) 全職員（任期付採用職員、再任用職員を含み、非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員を除く。）は、在職中に営利企業等（問2参照）に再就職することを約束した場合には、速やかに（1週間以内を目安）任命権者に対してその旨を届け出る必要があります（在職中の約束の届出）。【法第106条の23第1項、規則第23条】

- 4
- (2) 管理職職員（行(一)7級で特別調整額の区分が一種又は二種である職員及び行(一)8級以上の職員等）であった者は、離職後2年間、在職中に届出をしている場合を除き、公益法人等の法人の役員等に再就職する場合には、事前（再就職予定日の前日まで）に最高裁判所に届け出る必要があります（離職後の事前届出）（問20参照）、また、営利企業以外の事業団体（報酬を得る場合のみ）又は営利企業に再就職した場合等には、再就職後、速やかに（1か月以内を目安）最高裁判所に届け出る必要があります（離職後の事後届出）（問21参照）。

**【法第106条の24、規則第25条～第29条】**

- (3) なお、在職中の約束の届出、離職後の事前届出については、届出内容に変更があった場合や、失効した場合にも届出が必要になりますので、速やかに人事担当者にお問い合わせください。

**18-2 在職中の再就職の約束とはどのような状態を指すのですか。**

一般的には、労働契約や委任契約のいわゆる「内定」の段階を想定しています。一定の手続（株主総会、社員総会又は評議員会の決議など）を経る前であっても、採用担当者と再就職予定者が合意に達し、高い確率で再就職する可能性が生じた場合は、再就職の約束をした状態と考えられますので、実態に即して届出してください。

なお、届出事項のうち未定の事項がある場合（具体的なポストが決まっていないなど）は、該当欄に「（未定）」と記載して届出を行い、決まった後、遅滞なく（2週間以内を目安）、変更の届出を行ってください。

**1.9 「求職開始日」について、くわしく教えてください。**

再就職先に対して、再就職することを目的に、以下の①～③のいずれかの行為をした一番早い日を指します。なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、職員として在職している間の求職開始日のみです。

- ① 自己に関する情報の提供  
（例：自らの退職時期を連絡、履歴書を送付など）
- ② 再就職先の地位に関する情報の提供の依頼  
（例：求人ポストの有無について問合せ、労働条件について問合せなど）
- ③ 再就職先の地位に就くことの要求

(例：人事担当者に就職希望を伝える，再就職先に勤めている人に自分を後任とするよう依頼など)

**19-2 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）職員としての在職状況及び職務内容」について，くわしく教えてください。**

「求職開始日」から離職日までの間に就いていた官職（離職予定日までの間に就いていることが見込まれる官職を含む。）ごとに，様式に従って，「所属・官職」，「在職期間」，「職務内容」について記載してください。

「在職期間」には，求職開始日より前の期間を記載する必要はありません（この欄に記載する最初の官職の在職期間の始期は，「求職開始日」になります。）。

「職務内容」には，当該官職の所掌事務を簡潔に記載してください。

なお，「在職中の約束の届出」の場合には，以下の2点についても留意してください。

- ① 再就職の約束の日の前に求職開始日がない場合には，再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容について記載してください。
- ② 原則として，現在の官職の「在職期間」の最終日は「離職予定日」としてください。ただし，異動内示を受けている場合はその内容を反映させて記載してください。

**19-3 再就職先の「連絡先」について，何を記載すればよいですか。**

再就職先の採用担当部署に連絡をとれるよう，採用担当部署の所在地及び電話番号を記載してください。

なお，採用担当部署が複数ある場合（例えば，本社の採用担当部署と所属する事業部門の採用担当部署とがある場合），再就職に当たり，より密接に連絡をとった方を記載してください。

**19-4 法第106条の2第2項第3号に規定する組織以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。**

例えば、再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）、再就職先への推薦（推薦状の作成等）、再就職先採用担当者との面談の設定、再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイスなどが挙げられます。

再就職先の採用担当者が、採用業務そのものとして行った場合は該当しませんが、それ以外の場合は、就職の援助に該当します。

**19-5 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。**

個人として援助を行った者については氏名を記載し、就職支援会社やハローワーク等の団体に所属する者が業として援助を行った場合についてはその団体の名称を記載してください。

**20 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職する際、再就職前に事前の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。**

行政執行法人以外の独立行政法人や国と特に密接な関係がある公益社団法人または公益財団法人の役員等になる場合が該当します。

なお、国と特に密接な関係があるか否か不明である場合は、再就職予定の法人に直接お問い合わせください。

**21 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職した際、事後の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。**

管理職職員であった者が離職後2年の間に簡易裁判所判事、執行官、調停委員、裁判所における臨時的任用職員及び任期付採用職員となった場合や個人の弁護士事務所、公証役場に就職した場合、家業を継いだ場合、起業した場合などを含め、およそすべての再就職をした場合が該当します。

ただし、任命権者に対する在職中の約束の届出をし、離職後の変更がない場合や離職後の事前届出をしている場合、定年退職後に職員として再任用される場合、営利企業以外の事業団体に再就職する場合であって、1年間に103万円を超える報酬を得る見込みがない場合などは、届出の必要はありません。【法

## 第106条の24第2項、規則第28条】

なお、別紙第2を参照してください。

### 2.2 再就職の届出は、どのようにして行えばよいのですか。

在職中の職員については、届出書を所属庁（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員についてはその所在地を管轄する地方裁判所。）に提出してください。

管理職職員であった者が離職後に行う場合は、離職時の所属庁に提出してください。ただし、再就職先が裁判所である場合の離職後の事後届出については、再就職時の所属庁に提出してください（別紙第3参照）。

なお、届出書の様式は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A第000231号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」）で定められています。

### 2.3 再就職の届出を怠った場合には、罰則等はあるのですか。

在職中の約束の届出を怠った場合には、懲戒処分の対象となります。

また、管理職職員であった者が、離職後の事前届出又は事後届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合には、過料の対象となります。【**法第113条第2号**】

## 【再就職のあっせんの規制】

### 2.4 再就職のあっせんの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。

営利企業等に対し、他の職員（元職員を含む。）を営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として次のような行為をすることが原則として禁止されます。【**法第106条の2第1項**】

- ① 他の職員の情報を提供すること。
- ② 再就職先の情報提供を依頼すること。

③ 再就職を要求又は依頼すること。

(例)

- A株式会社から「定年退職する人で、うちの会社で働いてくれそうな人はいませんか。」と依頼され、退職予定者の氏名を電話等で教えたり、退職予定者のリストを渡したりすること。
- 定年退職予定の書記官から「退職後は録音反訳の仕事をしたいので、録音反訳業者に自分を紹介してほしい。」と依頼され、録音反訳業者に対して当該書記官の情報を提供すること。

### 【再就職者からの働きかけの規制】

25 再就職者からの働きかけの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。

営利企業等に再就職した元職員が、裁判所と再就職先の営利企業等又はその子法人との間で締結される契約等の事務に関し、職員に対して職務上の行為を要求又は依頼することが原則として禁止されます。【法第106条の4第1項～第4項】

ただし、次のような場合には例外として働きかけをすることができます。【法第106条の4第5項、規則第19条】

- ① 契約に基づき、権利を行使し、又は義務を履行する場合
- ② 会計法に規定する競争の手續に従い、契約を締結するために必要な場合
- ③ 法令等で公にされ（ることが予定され）ている情報の提供を求める場合
- ④ 電気、ガス、水道等に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得た場合（承認手續に関しては、問25-2参照）

25-2 働きかけの規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手續を取ればよいのですか。

承認申請書を最高裁判所（人事局総務課制度第三係）に提出してください。

#### 【規則第20条】

なお、承認申請書の様式は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A

第 000231 号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」) で定められています。

**25-3 働きかけの規制に違反して働きかけを行った場合には罰則があるのですか。**

この規制に違反して働きかけを行った場合は、過料に処されます。【**法第13条第1号**】

なお、行った働きかけが不正なものであった場合は、罰則が科せられます。【**法第109条第14号～第18号**】

**26 営利企業等に再就職した元職員から働きかけを受けた場合には、何か手続が必要ですか。**

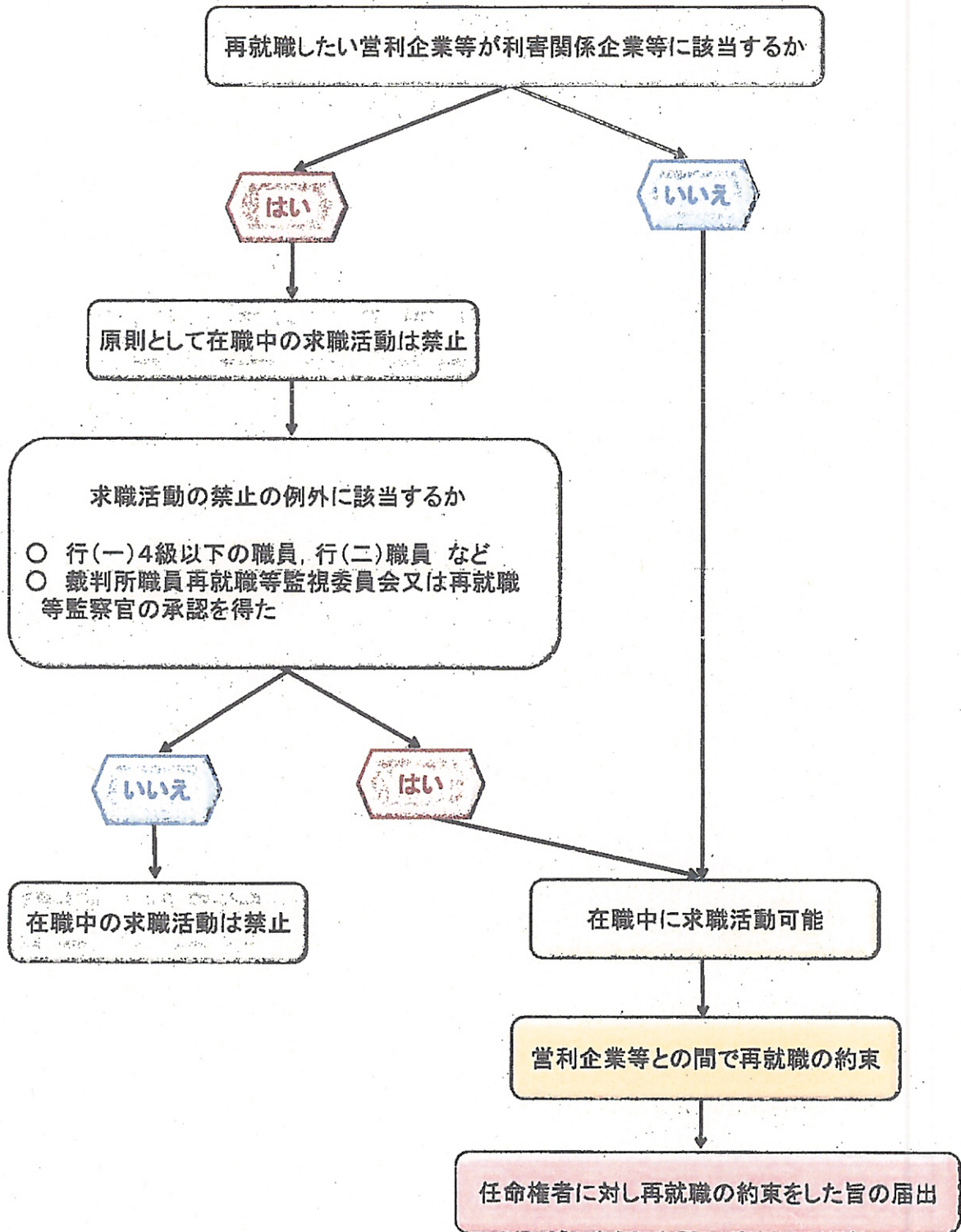
再就職等監察官への届出が必要ですので、届出書を最高裁判所（総務局第一課企画調整係）に送付してください。【**法第106条の4第9項、規則第22条**】

なお、届出書の様式は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A第000231号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」）で定められています。

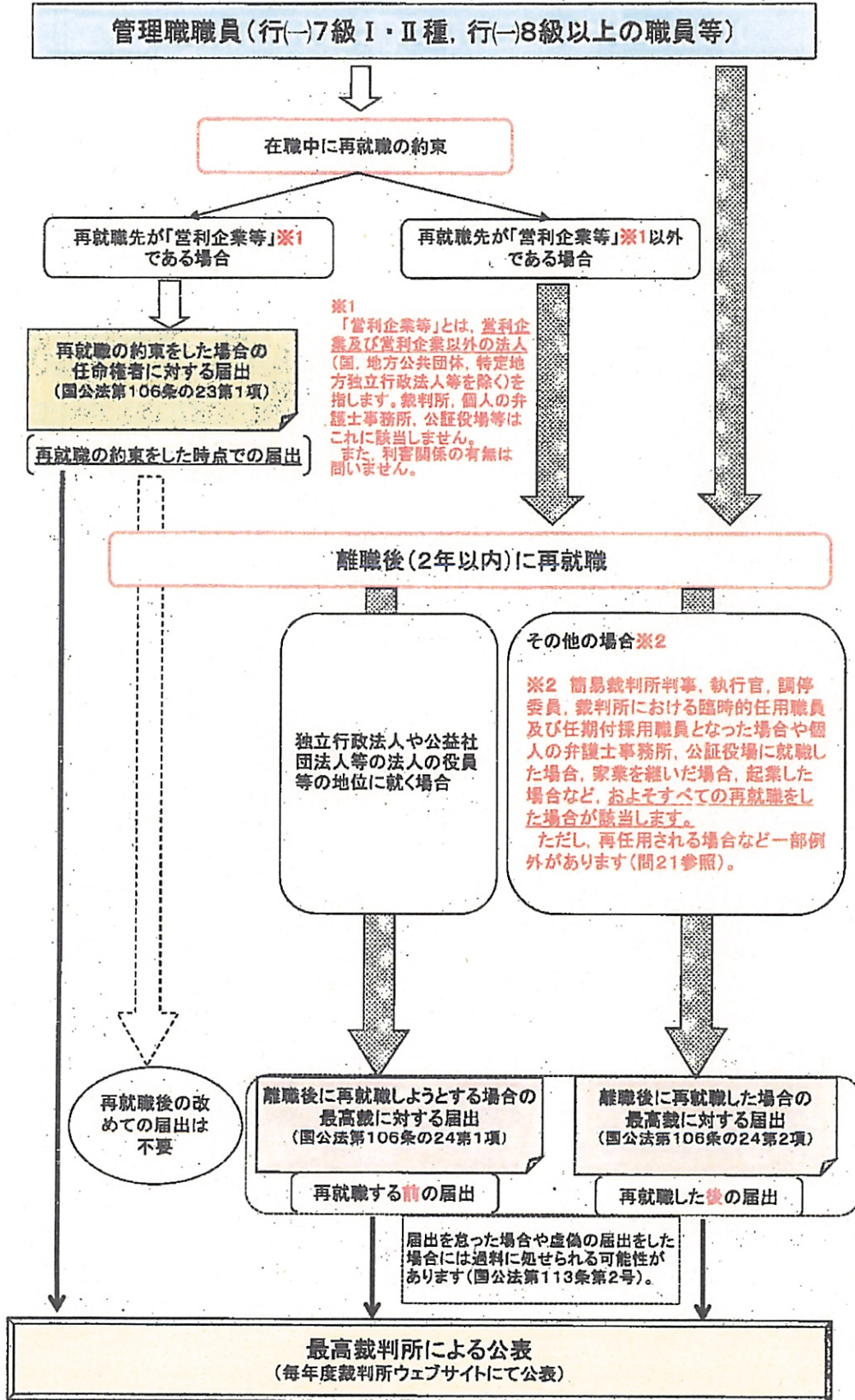


(別紙第1)

## 在職中の求職活動から届出までの流れ



### 管理職職員の再就職に関する届出について



再就職を予定している場合には、まず人事担当部門にご一報ください。

(別紙第3)

届出の様式、提出先等について

通達上の様式	内容	提出時期	対象者	法令上の提出・届出先	通達上の経由先	提出窓口
1	利害関係企業等に対する在職中の求職の承認申請	在職中	行(一)4級以下、行(二)等を除く職員	監視委員会(監察官)	所属庁及び最高裁	所属庁
2	再就職者による依頼等の承認申請	再就職後	再就職した元職員	監視委員会(監察官)	最高裁	最高裁人事局制度第三係
3	再就職者による依頼等を受けた職員からの届出	在職中	全職員	監察官	なし	最高裁総務局企画調整係
4	在職中に営利企業等に再就職の約束をした職員からの届出(在職中の約束の届出)			任命権者(届出者が管理職職員である場合は、最高裁へ通知)	(任命権者と所属庁が異なる場合)所属庁及び当該庁を管轄する高裁	所属庁
5	4の届出の(在職中の)変更届					
6	4の届出の(在職中の)失効届					
6	4の届出をした管理職職員であった者からの(離職後の)失効届(離職後の変更は7又は10)	離職後	管理職職員であった者	最高裁判所	(任命権者と所属庁が異なる場合)離職時の所属庁及び当該庁を管轄する高裁	離職時の所属庁
7	離職後2年以内の管理職職員であった者が独立行政法人や公益社団法人等の役員その他の地位に就こうとする場合の事前の届出(離職後の事前届出)				離職時の所属庁及び当該庁を管轄する高裁	
8	7の届出の変更届					
9	7の届出の失効届					
10	離職後2年以内の管理職職員であった者が再就職した場合の事後の届出(離職後の事後届出)				離職時の所属庁及び当該庁を管轄する高裁	離職時の所属庁(再就職先が裁判所である場合は、再就職時の所属庁)